

釜石労働基準監督署からのお知らせ

令和5年
2月

1 釜石支部主要企業訪問

取材協力：公益財団法人岩手労働基準協会釜石支部

1月12日に株式会社ガルバート・ジャパンを訪問しました。

株式会社ガルバート・ジャパン

毎回異なるチェックリストの使用

毎月の安全パトロールでは、毎回異なる点検項目のチェックリストを担当者が作成しています。パトロールメンバーも一部変え、マンネリ化しないようないろんな観点での安全パトロールを行っています。



業員の安全意識の高揚につなげています。さらに、視聴後は各自所感を自書させ、今後の仕事の活かし方をまとめています。

安全心得の唱和

会社の安全に関する心得を設定し、朝ミーティングの際、全員唱和を永年続けています。

ガルバート・ジャパン安全心得

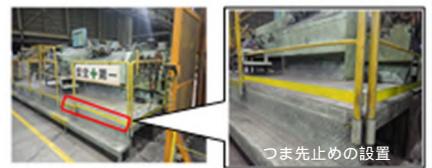
- ①安全第一で作業します
- ②日々の体調管理に留意しベストな体調で出勤します
- ③作業は慌てず焦らず丁寧に、ワークは低速走行します
- ④職場の整理整頓、ゴミ掃除、片付けを励みます
- ⑤作業前に危険予知し、一呼吸置いて作業します
- ⑥自分の身は自分で守る事を意識して作業します

今日も一日、ご安全に！

小集団活動の実施

取引会社から情報提供されている災害事例を活用し、毎月3人~5人の小集団(班単位)で4ラウンド法による危険予知活動(KYK)を実施しています。

工場内の労働災害リスク低減のため、小集団(班単位)で最低でも年間1か所、作業や設備に関する改善提案を行い、さらに、自ら補修や改善も行っています。



資格取得の促進

工場作業で法令上取得が義務付けられている資格、会社として取得を奨励している資格の従業員取得一覧を作成し掲示しています。また、取得を推奨している資格にも会社で費用負担し、取得した暁には一時金を支給し、資格取得の促進を図っています。

11/17 安全衛生環境省工本パトロール・チェックリスト

チェック項目	結果	
玉掛け作業	1. 荷の重心の真正で吊り下げられているか、荷の移動時の落下の恐れはないか。 2. 人が荷の下に入っていないか。 3. 荷の吊り下げに干渉物はないか。整理整頓されているか。 4. 荷を吊り下げる時、荷が揺れるおそれはないか。荷を揺らした時、荷が揺れるおそれはないか。	
クレーンリフト作業	4. 運転手と運転補助員が互に安全確認は確実に行われているか。(停止時、運転時) 5. 運転手と運転補助員の間に安全確認は行われているか。(スピード、方向指示、前後左右の安全確認、危険あり)	
安全一般事項	6. 職務の安全確保に専念して作業しているか。(必要な保護具は着用されているか) 7. 危険な作業は確認されないか。(高所作業、危険な安全、作業手続書や標準作業)	
省エネ一般事項	8. 圧空及び蒸気の漏れ漏れはないか。 9. 人がいない箇所は遮断されているか、空運転の発生は確認されるか。	

12/6 安全衛生環境省工本パトロール・チェックリスト

チェック項目	結果	
転倒災害関連	1. 作業で一度の作業員が器具は歴史の範囲に設置保管されているか。 2. 通路・階段・出入口に物は置かれていないか。通路にはみ出し物や資材等は置かれていないか。 3. 作業員が通過に支障があるものは「赤」で表示されているか。	
OS関連	3. 不要物は置かれていないか。安全確保の妨げになっていないか。 4. 資材及び製品の荷重が危険な箇所はないか。(橋脚あり)	
安全一般事項	6. 職務の安全確保に専念して作業しているか。(必要な保護具は着用されているか) 7. 危険な作業は確認されないか。(高所作業、危険な安全、作業手続書や標準作業)	
省エネ一般事項	8. 圧空及び蒸気の漏れ漏れはないか。 9. 人がいない箇所は遮断されているか、空運転の発生は確認されるか。	

転倒防止対策として、手すりのいたるところに「手摺を持つ!!」というステッカーを貼り注意喚起もしています。



全国安全週間の取組

7月の全国安全週間では、毎年「転倒」「玉掛」「KY」など工場作業に関連のある動画を視聴することにより、従

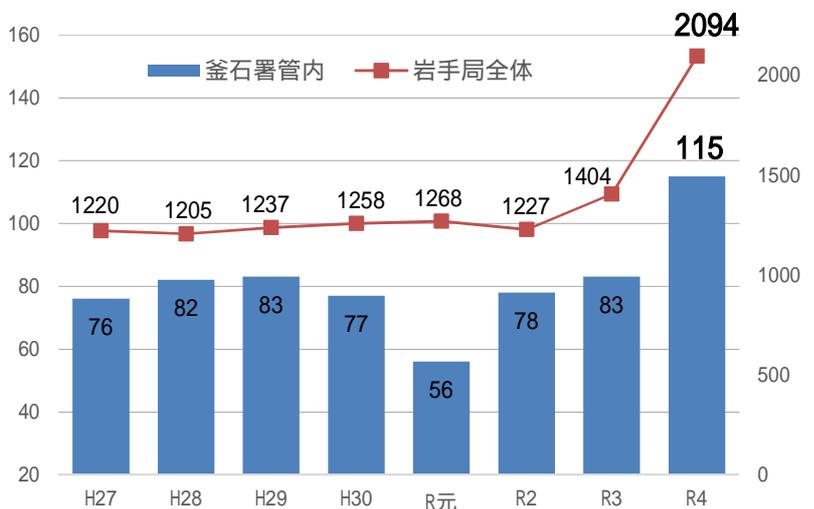
2 労働災害発生状況(速報)

岩手労働局及び釜石監督署管内の12月末現在の休業4日以上の労働災害の速報値をまとめました。

令和4年の岩手労働局が2,094件で、前年同期比で690件(49.1%)増加し、釜石監督署管内も115件で、前年同期比32件(38.6%)増加しています。

うち職場の新型コロナウイルスによるものが社会福祉施設を中心に岩手労働局686件、釜石監督署26件含まれています。

労働災害の推移(12月末速報値)



全ての件数が各年、12月末速報値です。

3 自動車運転者の改善基準告示の改正



令和6年4月~適用

トラック運転者の「長時間の労働」を削減するべきか?

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(原則) 3,516時間	改正前(原則) 293時間 最大:320時間	改正前(原則) 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:284時間 最大:310時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

令和6年4月~適用

バス運転者の「長時間の労働」を削減するべきか?

1年の拘束時間	1か月の拘束時間	1日の休息期間
改正前(原則) 3,380時間 最大:3,484時間	改正前(原則) 281時間 最大:309時間	改正前(原則) 継続8時間
改正後 原則:3,300時間 最大:3,400時間	改正後 原則:281時間 最大:294時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

令和6年4月~適用

TAXI

タクシー・ハイヤー運転者の「長時間の労働」を削減するべきか?

日勤の1か月の拘束時間	日勤の1日の休息期間
改正前(原則) 299時間	改正前(原則) 継続8時間
改正後 288時間	改正後 継続11時間を基本とし、継続9時間

自動車運転の業務(ドライバー)に年960時間の上限規制が適用されます

4 荷主・元請運送業者の皆さまへのお願い

「自動車運転者の改善基準告示」の改正に伴い、「荷主特別対策チーム」を全国の監督署内に編成しました。

今後、トラック運転者が改善基準を遵守できるよう発荷主及び着荷主並びに道路貨物運送業の元請事業者に対して、

長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、
運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知することについて、要請していきます。



「荷主」って誰のこと？



当社は商品を受け取るだけなので関係ないですね。

荷物の受け取り先



大きい会社のことかな。うちは小さいから関係ないはずね。

中小企業

いえいえ。
荷主というのは、荷物の出し手である発荷主だけではなく、荷物の受け取り手である着荷主も該当します。また、会社の規模なども関係ありません。皆さんの行動も、トラックドライバーの方の長時間労働の削減のためにとっても大切です。

5 月60時間を超える時間外労働の割増賃金率の引き上げ

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が令和5年4月1日から50%に引き上げられます。

	【現在】 1か月の時間外労働		→	【令和5年4月1日以降】 1か月の時間外労働	
	60時間以下	60時間超		60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%		25%	50%
中小企業	25%	25%		25%	50%

就業規則の変更・届出をお忘れなく！

6 労働災害発生状況

【令和4年12月末現在（前年同期と比較して32件（38.6%）の増加）】

休業4日以上労働災害 115件（コロナ26件含む）（前年同期83件（同1件））
死亡災害 3件（同0件）

【12月に確定した釜石監督署管内発生3件目の死亡災害】

9月に60歳代の男性労働者が、原動機付自転車に乗って新聞配達中、何らかの原因で転倒し気を失い路上で倒れているところを通りかかった第三者に発見された。病院搬送後、療養中であったが、約1週間後に死亡したものの。